平成２７年（フ）第１２５号
岡山市南区洲崎３丁目７番８号グリーンパーク洲崎Ｂ―103
債務者　黒田　亜弓（旧姓霜村）
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６３号
栃木県小山市犬塚３丁目31番地１　県営犬塚住宅413号
債務者　山中　すい
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７０号
栃木県さくら市馬場1639番地１　市営豊原住宅１―103
債務者　大谷　　俊
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６５号
愛知県豊田市保見ケ丘４丁目１番地　県営24―302号
債務者　松田トミコ
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月18日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４３５号
横浜市神奈川区白幡仲町40番33―103号
債務者　堀内　健治
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０９号
静岡県浜松市東区豊町2648番地の２
債務者　中井　峰照
1　決定年月日時　平成27年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１３４号
静岡県浜松市西区西鴨江町780番地の１　テラス実香Ａ－４
債務者　岡本みどり
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１４８号
静岡県磐田市二之宮東23番地４
債務者　鈴木喜代江
1　決定年月日時　平成27年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第８号
長崎県平戸市田平町里免1301番地２　112、従前の住所長崎県松浦市御厨町北平免162番地
債務者　福海　千章
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
長崎県松浦市今福町仏坂免937番地
債務者　三宅　紀子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２７年（フ）第１７５号
東京都東村山市秋津町３丁目54番地３
債務者　本間　秋子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５８８号
横浜市栄区公田町250番地　マルモビル４Ｆ栄公田荘42号
債務者　佐藤　淳史
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２０号
東京都東村山市久米川町１丁目50番地１久米川町１丁目アパート３―404
債務者　石田由美子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９４号
静岡県浜松市中区領家２丁目16番21号
債務者　アルデミール　リサトこと　ペレス　リサト　アルデミール
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第９５号
静岡県浜松市中区領家２丁目16番21号
債務者　瀬口エステルこと　セグチ　リサト　エステル
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係